

仕 様 書

1 基本事項

本仕様書は、福山市上下水道局職員健康管理業務を行うための仕様の大要を示すものである。本契約を締結したもの（以下「受注者」という。）は、業務の実施において、福山市上下水道局（以下「発注者」という。）の指示に従って、業務委託料の範囲内で誠実に履行するものとする。

2 履行期間

2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日までとする。

3 目的

本業務は、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、その他法令の規定に基づき、職員の健康管理業務を実施するものであり、職員の職場における労働の安全と健康の保持増進を図ることを目的とする。

4 実施業務

(1) 健康診断業務

① 業務内容

労働安全衛生法に規定する各種健康診断業務。（別表1のとおり。）

② 業務場所

業務の場所は、次に掲げるとおりとする。ただし、発注者の都合により変更する場合があるものとする。

(ア) 福山市上下水道局本局（福山市古野上町15番25号）

(イ) 中津原浄水場場内（福山市御幸町中津原158番地）

(ウ) 受注者の健診施設（福山市内に限る。）

③ 実施日程

実施日程は、発注者と受注者とが協議のうえ決定するものとする。

(2) 産業医業務

① 業務内容

労働安全衛生法に規定する産業医業務。

(ア) 健康診断事後措置面談

健康診断の結果、有所見であった職員の面談。

(イ) 各種健康相談

病気休暇中職員、復職後職員、職場復職リハビリテーション中職員等の面談。

(ウ) 職場巡視

発注者が指定する職場の巡視。

(エ) 労働安全衛生委員会活動

労働安全衛生委員会への参加又は委員会議事録への意見。

(オ) その他、作業管理、作業環境管理、労働衛生教育等、労働安全衛生法に規定する業務。

② 業務場所

業務の場所は、次に掲げるとおりとする。ただし、発注者の都合により変更する場合があるものとする。

(ア) 福山市上下水道局本局（福山市古野上町15番25号）

(イ) 中津原浄水場場内（福山市御幸町中津原158番地）

③ 実施日程

毎月1回、4時間の実施とする。ただし、その他にも必要に応じ随時、発注者の指示した日で実施するものとする。実施日程は、発注者と受注者とが協議のうえ決定するものとする。

(3) メンタルヘルス相談業務

① 業務内容

保健師又は公認心理師による、長時間労働職員等のメンタルヘルス不調リスクが高いと発注者が判断した職員に対して、ストレスチェックシート等を活用したメンタルヘルス健康相談業務等。

② 業務場所

業務の場所は、次に掲げるとおりとする。ただし、発注者の都合により変更する

場合があるものとする。

福山市上下水道局本局（福山市古野上町15番25号）

③ 実施日程

毎月1回、実施時間は4時間30分を基本とし、実施日程は、発注者と受注者とが協議のうえ決定するものとする。

ただし、実施時間について、対象職員が少ない月又は多い月は、発注者と受注者との協議のうえ、別表5の区分のとおり、実施するものとする。

(4) ストレスチェック実施業務

① 業務内容

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の10に基づく、心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の実施、ストレスチェックの結果に基づく集団分析及び集団分析に基づく管理監督者向け研修を行う業務。

② 実施方法

受注者におけるWebを利用した受検・回答。

③ 実施日程

実施日程は、発注者と受注者とが協議のうえ決定するものとする。

④ その他

詳細については、別紙「ストレスチェック実施業務に関する仕様書」に記載のとおりとする。

(5) ストレスチェック実施に伴う医師による面接指導業務

① 業務内容

ストレスチェックを実施する中で、副次的にメンタルヘルス不調のリスクが高いと判断される職員への面接指導業務。

② 実施者

医師

③ 業務場所

業務の場所は、次に掲げるとおりとする。ただし、発注者の都合により変更する場合があるものとする。

(ア) 福山市上下水道局本局（福山市古野上町15番25号）

(イ) 中津原浄水場場内 (福山市御幸町中津原158番地)

(ウ) 受注者の健診施設 (福山市内に限る。)

④ 実施日程

実施日程は、発注者と受注者とが協議のうえ決定するものとする。

(6) 作業環境測定業務

① 業務内容

労働安全衛生法等に規定する有害物質を取扱う屋内作業場の作業環境測定業務。

② 測定場所

福山市御幸町中津原158番地 中津原浄水場場内

水質管理センター棟 環境分析室、有機溶剤専用室、

高速液体クロマトグラフ分析室、VOC前処理室、

イオンクロマトグラフ室

③ 実施日程

6か月以内に1回の実施とし、実施日程は、発注者と受注者とが協議のうえ決定するものとする。

④ 測定項目及び測定点

水質管理センター棟

測定場所	測定項目		測定点
①環境分析室	金属類 1物質	マンガン	A測定5点、 B測定1点
②有機溶剤専用室 ③高速液体クロマトグラフ分析室 ④イオンクロマトグラフ室	有機溶剤等 7物質	アセトン トルエン ノルマルヘキサン 特別有機溶剤等 (ジクロロメタン、メタノール) 酢酸エチル N・N-ジメチルホルムアミド	A測定6点、 B測定1点
⑤VOC前処理室	有機溶剤等 1物質	メタノール	A測定6点、 B測定1点

- ・測定物質の結果報告書の作成（9物質の作業場）

⑤ 測定方法

- (ア) 作業環境測定法に規定する、作業環境測定士又は作業環境測定機関が実施するものとする。
- (イ) 厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って実施するものとする。
検知管法によることができる項目については、当該方法でも差支えないものとする。

5 提出書類・履行状況の確認

- (1) 受注者は、本契約締結後、発注者が指定する「業務責任者報告書」及び「業務実施計画書」を契約日から14日以内に発注者へ提出するものとする。
- (2) 受注者は、本契約締結後、次のものを14日以内に発注者へ提出するものとする。
書類が重複する場合は、1部の提出とする。

なお、本契約期間中に有効期限切れとなった書類については、再度、写しを提出するものとする。

① 健康診断業務

「電子データの保存等に関する届出書」

② 産業医業務

「産業医派遣決定報告書兼承諾書」及び「労働安全衛生法に定める要件を備えた産業医であることを証明する次の書類」

(ア) 医師免許証の写し

(イ) 産業医資格を証明するものの写し

(産業医認定証又は労働衛生コンサルタント登録証等)

③ メンタルヘルス相談業務

「保健師等派遣決定報告書兼承諾書」及び「保健師又は公認心理師の資格を証明する書類」

④ ストレスチェック実施業務

「ストレスチェック実施者（産業医等）であることを証明する書類」、「電子データの保存等に関する届出書」及び「プライバシーマークもしくはI SMS（情

報セキュリティマネジメントシステム) の認証を受けていることを証明する書類の写し」

⑤ ストレスチェック実施に伴う医師による面接指導業務

「医師免許証の写し」

⑥ 作業環境測定業務

「作業環境測定法に規定する作業環境測定士又は作業環境測定機関であることを証明する書類」。

(3) 受注者は、各業務実施後、次の書類を速やかに発注者へ提出し、承認を受けるものとする。

No	実施業務	提出書類	媒体
1	共通書類	業務完了通知書	紙1部
2	健康診断業務	健康診断結果	紙1部及び電子
3	産業医業務	産業医業務報告書	紙1部
4	メンタルヘルス 相談業務	健康相談（メンタルヘルス） 報告書	紙1部
5	ストレスチェック 実施業務	ストレスチェック実施結果 報告書	紙1部及び電子
6	ストレスチェック実 施に伴う医師による 面接指導業務	ストレスチェック面接指導 実施報告書	紙1部
7	作業環境測定業務	作業環境測定結果報告書	紙2部

(4) 上記の各報告書の様式については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。なお、健康診断業務における健康診断結果の電子媒体については、発注者が定めたデータ形式等で作成し、CD-R等で提出するものとする。

(5) 健康診断業務については、受注者は、発注者から健康診断結果を第三者へ提供するよう指示があった場合は、発注者が指名する者に対して記録を提供するものとし、提供する記録の内容及び提供する際の記録媒体等については、発注者の指示に従うものとする。

6 完了検査

発注者は、「業務委託完了通知書」による報告を受けた時は、10日以内に発注者が定めた検査員により業務委託完了検査を行うものとする。

7 業務委託料の支払及び請求

(1) 受注者は、前項の規定による完了検査に合格したときは、発注者の指定する様式による請求書を速やかに提出するものとする。なお、業務委託料の支払いは、次の区分に沿って、支払うものとする。

No	実施業務	区分
1	健康診断業務	原則、上期（4月～9月分）と下期（10月～3月）の年2回。 なお、別表1における実施予定時期以外で実施したものについては、個別に請求できるものとする。
2	産業医業務	毎月、業務実施後。
3	メンタルヘルス相談業務	毎月、業務実施後。
4	ストレスチェック実施業務	業務実施後。
5	ストレスチェック実施に伴う医師による面接指導業務	業務実施後。
6	作業環境測定業務	上期（4月～9月分）と下期（10月～3月）の年2回。

(2) 受注者は、上記の検査に合格したときは、発注者が指定する様式による請求書を速やかに発注者へ提出するものとする。

(3) 業務委託料の支払額等は次のとおりとする。

① 健康診断業務

(ア) 別表3の単価表に定める健診項目ごとの単価に、健診項目ごとの受診人数を乗じて得た額を健診項目ごとの業務委託料とし、実施した健診項目ごとの業務委託料を合計した額。

(イ) 受診者が複数の健診項目を受診するに当たり、検査項目が重複する等の理由

で検査項目の一部を実施する必要がない場合は、本契約書の約款第29条の規定により、発注者と受注者とが協議のうえ、業務委託料を決定するものとする。

(ウ) 別表3の単価表に定める各種がん検診の業務委託料の請求額については、受注者は、広島県市町村職員共済組合が定める「組合員検診事業及び保健指導事業実施運営要綱」第6条第2項の規定に基づき、単価から「広島県市町村職員共済組合保健事業実施運営細則」第3条第4項第2号の規定に定める助成額を除いた額を発注者に請求するものとする。助成額に相当する額については、受注者が所定の手続きに従って広島県市町村職員共済組合に請求するものとする。

② 産業医業務

別表4の単価に、実施した回数に乗じて得た額。

③ メンタルヘルス相談業務

別表5の単価に、実施した回数に乗じて得た額。

④ ストレスチェック実施業務

別表6の単価に、実施した人数又は所属数に実施回数に乗じて得た額。

⑤ ストレスチェック実施に伴う医師による面接指導業務

別表7の単価に、実施した人数に乗じて得た額。

⑥ 作業環境測定業務

別表8の単価に、実施した回数に乗じて得た額。

8 その他

(1) 発注者は、業務執行の担当者である監督員を定め、受注者に「権限委任（職務分担）通知書」を速やかに通知するものとする。なお、変更等があった場合も同様とする。

(2) 業務に係る疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(3) 契約期間終了時には、次期受注者が円滑かつ支障なく業務が遂行できるよう、必要な引き継ぎを行うものとする。

別紙 ストレスチェック実施業務に関する仕様書

1 業務の目的

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の10に基づき、心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を実施し、職員自身のストレスや心身の健康への気付きを促すとともに、職場環境の状況を把握し、職場環境の改善に向けた取組を行うことにより、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止すること（一次予防）を目的とする。

2 実施体制

制度担当者 : 上下水道総務課長
実施者（実施代表者）：発注者が選任している産業医
実施者（共同実施者）：受注者並びに指名した保健師又は公認心理師
実施事務従事者 : 上下水道総務課及び受注者の職員

3 対象者

約240名
ただし、対象者は増減する場合がある。

4 業務の概要

労働安全衛生法第66条の10の規定に基づき、全て受注者の保有するシステムを利用して、「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル（令和3年2月改定厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室）」（以下「ストレスチェック制度実施マニュアル」という。）に示されている職業性ストレス簡易調査票（57項目）及び平成21～23年度厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）「労働者のメンタルヘルス不調の第一次予防の浸透手法に関する調査研究」により公表されている新職業性ストレス簡易調査票の推奨尺度セット短縮版（23項目）（以下「新職業性ストレス簡易調査票（80項目）」という。）を利用したストレスチェックに関する業務を行う。

なお、ストレスチェックは電磁的媒体によって実施する。

5 業務の内容

ストレスチェックの実施に当たり、本仕様書で定めるものの他は、労働安全衛生法、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）及び厚生労働省「心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第3号」の内容に準じるものとする。

（1）事前打合せ

本業務を円滑に行うため、受注者はストレスチェック実施前に発注者と事前打合せを行う。事前打合せの日時、場所、回数については別途協議の上決定することとする。また、受注者は事前打合せの際に、ストレスチェック調査票、個人結果通知のレイアウト、ストレスチェックの集団ごとの集計・分析の形式等を提示することとし、あわせてストレスチ

ェック実施の作業工程を示すこととする。

(2) 実施時期

本業務の実施時期は、原則、7月から9月にかけて行うものとする。

(3) ストレスチェック調査票等の作成・納品

ストレスチェック調査票は、「新職業性ストレス簡易調査票（80項目）」を利用することとし、WEB環境の整備を行うこと。

(4) ストレスチェック調査票の回答

受注者の指定するウェブサイトのアドレス（URL）にあるシステムにアクセスし、職員一人ひとりに割り振られたID・パスワード（受注者が指定）を入力し、ログインする形で検査が行えること。なお、ログイン後のページにおいて、職員本人がパスワードの変更を行えるようにすること。

回答期間は約3週間とする。ただし、受検者の回答状況を確認した上で、受注者と発注者の協議の上で、回答期間を延長できるものとする。

なお、回答状況は随時、発注者へ報告すること。

(5) ストレスチェック結果の評価及び受検者個人への結果通知

ストレスの程度の評価方法は、厚生労働省が「職業性ストレス簡易調査票を用いたストレスの現状把握のためのマニュアル」に示している標準化得点を用いること。

また、高ストレス者の選定を行うこと。選定基準については、ストレスチェック制度実施マニュアルの「高ストレスを選定するための方法」の「評価基準の例（その1）」（単純合計による計算方法）又は「評価基準の例（その2）」（素点換算表を使う方法）とする。

なお、受検者個人への結果通知は、オンライン上で結果等の確認ができ、原則、次の事項を含むこととする。

- ① ストレスチェック調査票への回答に基づき、当該職員の特徴や傾向を数値、図表等で表したもの
- ② 当該職員のストレスの程度を示したものであって、高ストレスに該当するかを示した結果
- ③ セルフケアのためのアドバイス
- ④ 面接指導の対象か否かの判定結果
- ⑤ 前年度の個人結果をレーダーチャート等で反映させること
- ⑥ 検査結果の発注者への提供に当たっての同意確認
- ⑦ 面接指導の対象者にあつては、面接指導の申出

(6) 高ストレス者の情報提供

高ストレス者に選定された職員については、発注者へ対象者を情報提供すること。

(7) ストレスチェック結果に基づく集団ごとの集計・分析の実施及び納品

ストレスチェックの検査終了後、次のとおり集団ごとの集計・分析を行い、結果報告書及び各集計・分析結果データを納品すること。

- ① 厚生労働省「職業性ストレス簡易調査票を用いたストレスの現状把握のためのマニュアル」で示されている「仕事のストレス判定図」等により評価できること。
- ② 分析区分（集計・分析予定件数）

ア 発注者が指定する所属ごとの単位

想定件数 約10件

イ 発注者全体（男女別・年齢階層別・職種別・職階別・在職年数別等）

ウ その他、必要な単位について提案し発注者と協議の上実施する。

※各区分については、発注者からデータを提供する。また、集計・分析予定件数については増減する場合がある。

③ 分析結果については、全国平均と比較できること。

④ 集団分析結果より発注者全体の状況や傾向について評し、職場環境改善の対策等について、発注者の相談に応じるとともに、必要な助言を行うこと。

(8) ストレスチェック結果データ等の提出について

ストレスチェックの検査後、受注者は以下のものを発注者にCD-R等により提出すること。

① ストレスチェック回答データ

・エクセル等発注者で加工・分析できる仕様・形式で納品すること。

・検査結果を発注者へ提供することへの同意の有無についての項目を含めること。

② ストレスチェック個人回答結果データ

・紙又はデータ形式とすること。

③ ストレスチェック結果に基づく集団ごとの集計・分析

・紙又はデータ形式とすること。

(9) 職場環境改善に向けたメンタルヘルス研修

管理監督職を対象に、職場の実情やストレスチェック集団分析結果等をふまえた職場環境の改善について、目の付け所や改善の手法、職場の課題に適した改善策及びその進め方等についての具体的な助言を行う研修を実施すること。

1回につき2時間程度とし、実施時期等については、発注者と協議の上、実施するものとする。

6 実施結果の報告

受注者は全ての業務終了後、発注者にストレスチェック実施結果報告書を提出すること。

なお、報告書は任意様式とし、ストレスチェック対象者数、受検者数、高ストレス者該当者数、集団ごとの集計・分析を実施した所属数等を記載すること。

※詳細は別途協議する。

7 個人情報の取扱いについて

(1) 業務の実施に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利を侵害することのないよう、契約書に記載された事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うこと。

(2) 記入の終わった調査票の回収や結果通知等の際には、調査票及び結果の内容が第三者に見られない方法を講ずること。

(3) 発注者提供データ（所属データ、個人データ等）及び結果データ等、当該業務の履行に必要な一切の情報について、外部に漏えいすることがないように、厳重な措置を講じた

上で業務を遂行すること。

- (4) 高ストレス者への該当の有無が、他の者に類推されないように配慮すること。
- (5) ストレスチェックの調査票及び結果等の情報については、第三者が閲覧できないように、施設または設備に十分なセキュリティを確保し、厳密な管理を行うこと。また、委託期間終了後は、電磁的媒体及び紙媒体のデータを、データ消去用ソフトウェアの使用または物理的方法により、通常の方法では当該データが判読、復元できないように確実に消去すること。ただし、発注者の指示がある場合はこの限りではない。
- (6) 個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、速やかに発注者に報告すること。
- (7) 本契約に携わる者は、発注者の福山市情報セキュリティポリシーを遵守すること。なお、福山市情報セキュリティポリシーに定める重要な情報資産の重要性分類Ⅰ又はⅡに該当する情報（個人情報等）を送受信する場合、次の各号に係る措置を講じること。
 - ① 送受信した内容が漏えいすることのないよう、暗号化等必要な措置を講じる。
 - ② 送受信する情報等について、内容、年月日、数量その他必要な事項を記録する。
 - ③ 必要に応じて発注者と情報等の授受に関する契約、又は覚書を交わす等の措置を講じる。
 - ④ 本契約でデータセンターを利用する場合、物理的所在地が原則、日本国内であり、ISMS 認証の国際規格又は ISMAP の管理基準等を満たしていること。また、外部サービスを利用する上で、一切の紛争は日本国内の裁判所が管轄するとともに、外部サービス利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は日本国内法とすること。
 - ⑤ 発注者が保有する個人情報及び情報資産等を、発注者が指定した利用目的以外の目的で利用しないこと並びに発注者が意図しない変更が加えられないことを保証する管理体制が、一貫した品質保証体制の下で確保されていること。
- (8) クラウドサーバにデータを保存する場合、暗号化されていること。また、データのバックアップが行われ、必要に応じて、復元が可能であること。
- (9) クラウドサービスを利用する場合のネットワーク（回線）は、暗号化等の技術的対策がとられた方式とすること。
- (10) ログの取得を行い、発注者の求めに応じて、利用者、日時が照会できること。
- (11) 発注者の開示請求の求めに応じること。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と認められる軽微な作業については、発注者と協議の上適正に実施すること。また、本仕様書で定める事項以外で問題が発生した場合には、直ちに発注者と協議の上実施すること。
- (2) 本仕様書の内容については、発注者が必要と認める場合に、別途協議の上で、変更及び追加を行うことができるものとする。
- (3) 業務実施に当たり事故が発生した場合には、速やかに発注者に状況を報告するとともに、適宜必要と考えられる措置を行うこと。

(別表1)

種類	健診項目	検査項目	実施予定時期	実施予定人数	実施予定場所	実施予定回数	
一般健康診断	定期健康診断 ※雇入れ時健康診断を含む。	別表2に掲げるとおり。	5月頃	190	福山市上下水道局本局 中津原浄水場場内	各実施予定場所2回ずつ ※実施時間は別途協議	
	特定業務に従事する職員の健康診断	別表2に掲げるとおり。	5月及び11月頃 ※5月分は定期健康診断で対応	11	福山市上下水道局本局 中津原浄水場場内	各実施予定場所1回ずつ ※実施時間は別途協議	
	塩酸・硫酸・硝酸健康診断	別表2に掲げるとおり。労働安全衛生規則第45条に定める健康診断に掲げる項目について実施すること。	5月及び11月頃	12	福山市上下水道局本局 中津原浄水場場内	各実施予定場所1回ずつ ※実施時間は別途協議	
指導勸奨による 特殊健康診断	情報機器作業健康診断（配置前）	別表2に掲げるとおり。厚生労働省の策定する「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に定める健康診断（配置前健康診断）に掲げる項目について実施すること。	5月頃	5	福山市上下水道局本局 中津原浄水場場内	各実施予定場所1回ずつ ※実施時間は別途協議	
	情報機器作業健康診断（定期）※40歳未満	別表2に掲げるとおり。厚生労働省の策定する「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に定める健康診断（定期健康診断・40歳未満）に掲げる項目について実施すること。		2			
	情報機器作業健康診断（定期）※40歳以上	別表2に掲げるとおり。厚生労働省の策定する「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に定める健康診断（定期健康診断・40歳以上）に掲げる項目について実施すること。		3			
特殊健康診断	マンガン健康診断	別表2に掲げるとおり。特定化学物質障害予防規則第39条に定める健康診断に掲げる項目について実施すること。	5月及び11月頃	12	福山市上下水道局本局 中津原浄水場場内	各実施予定場所1回ずつ ※実施時間は別途協議	
	有機溶剤健康診断 （アセトン）	別表2に掲げるとおり。有機溶剤中毒予防規則第29条に定める健康診断に掲げる項目について実施すること。		12			
	有機溶剤健康診断 （メタノール）			12			
	有機溶剤健康診断 （酢酸エチル）			12			
	有機溶剤健康診断 （トルエン）			12			
	有機溶剤健康診断 （ノルマルヘキサン）			12			
	有機溶剤健康診断 （N・N-ジメチルホルムアミド）			12			
	歯科健康診断			別表2に掲げるとおり。労働安全衛生法第66条第3項に定める健康診断に掲げる項目について実施すること。			12
	石綿健康診断			別表2に掲げるとおり。石綿障害予防規則第40条に定める健康診断に掲げる項目について実施すること。			10
定期検便	定期検便	別表2に掲げるとおり。水道法第21条及び水道法施工規則第16条に定める健康診断に掲げる項目について実施すること。	4月、5月及び11月頃 ※随時実施する場合もあり	75	福山市上下水道局本局 中津原浄水場場内	各1回ずつ 実施予定場所にて回収	
がん検診	大腸がん検診	別表2に掲げるとおり。便潜血検査（2日法）	12月～3月頃	5	受注者の健診施設	日程調整の上、実施	
	胃がん検診	別表2に掲げるとおり。胃部エックス線検査（直接撮影）	12月～3月頃	3	受注者の健診施設	日程調整の上、実施	
	乳がん検診	別表2に掲げるとおり。マンモグラフィー2方向撮影	12月～3月頃	2	受注者の健診施設	日程調整の上、実施	
	子宮頸がん検診	別表2に掲げるとおり。子宮頸がん検査（細胞診）	12月～3月頃	2	受注者の健診施設	日程調整の上、実施	

(別表2)

種類	健診項目	No	検査項目	
一般健康診断	定期健康診断 ※雇入れ時健康診断を含む。	①	問診等・診察・既往歴・業務歴	
		②	自覚症状及び他覚症状の有無検査	
		③	身長・体重測定・腹囲、視力及び聴力の検査	
		④	血圧測定	
		⑤	貧血検査（血色素・赤血球数）	
		⑥	肝機能検査（GOT・GPT・ γ -GTP）	
		⑦	血中脂質検査（HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、中性脂肪）	
		⑧	血糖検査	
		⑨	尿一般検査（尿中の糖・蛋白・潜血の有無）	
		⑩	腎機能検査（尿素窒素・尿酸）	
		⑪	心電図検査	
		⑫	胸部エックス線検査	
	特定業務に従事する職員の健康診断		①	問診等・診察・既往歴・業務歴
			②	自覚症状及び他覚症状の有無検査
			③	身長・体重測定・腹囲、視力及び聴力の検査
			④	血圧測定
			⑤	貧血検査（血色素・赤血球数）
			⑥	肝機能検査（GOT・GPT・ γ -GTP）
			⑦	血中脂質検査（HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、中性脂肪）
			⑧	血糖検査
			⑨	尿一般検査（尿中の糖・蛋白・潜血の有無）
			⑩	腎機能検査（尿素窒素・尿酸）
			⑪	心電図検査
	塩酸・硫酸・硝酸健康診断		①	問診等・診察・既往歴・業務歴
			②	自覚症状及び他覚症状の有無検査
			③	歯科検診

種類	健診項目	No	検査項目	
指導勧奨による特殊健康診断	情報機器作業健康診断（配置前）	①	問診・視診・触診	
		②	視力検査（遠見視力・近見視力）	
		③	屈折検査	
		④	眼位検査	
		⑤	調節機能検査（近点距離）	
		情報機器作業健康診断（定期）※40歳未満		
	情報機器作業健康診断（定期）※40歳未満	①	問診・視診・触診	
		②	視力検査（遠見視力・近見視力）	
	情報機器作業健康診断（定期）※40歳以上			
	情報機器作業健康診断（定期）※40歳以上	①	問診・視診・触診	
		②	視力検査（遠見視力・近見視力）	
		③	眼位検査（医師の判断による） ※問診、遠見視力及び近見視力に異常がない場合は省略可。	
		④	調節機能検査（近点距離） ※問診、遠見視力及び近見視力に異常がない場合は省略可。	
	特殊健康診断	マンガン健康診断		
		マンガン健康診断	①	問診等・診察・既往歴・業務歴
②			自覚症状及び他覚症状の有無検査	
③			握力検査	
有機溶剤健康診断（アセトン、メタノール、酢酸エチル、トルエン、ノルマルヘキサン、N・N-ジメチルホルムアミド）				
有機溶剤健康診断（アセトン、メタノール、酢酸エチル、トルエン、ノルマルヘキサン、N・N-ジメチルホルムアミド）		①	問診等・診察・既往歴・業務歴	
		②	自覚症状及び他覚症状の有無検査	
		③	尿中代謝物検査（尿中馬尿酸） ※トルエンのみ	
		④	尿中代謝物検査（尿中2.5ヘキサジオン） ※ノルマルヘキササンのみ	
		⑤	尿中代謝物検査（尿中N-メチルホルムアミド） ※N・N-ジメチルホルムアミドのみ	
		⑥	肝機能検査（GOT・GPT・γ-GTP） ※N・N-ジメチルホルムアミドのみ	
歯科健康診断				
①		歯科健康診断		
石綿健康診断				
石綿健康診断		①	問診等・診察・既往歴・業務歴	
		②	自覚症状及び他覚症状の有無検査	
		③	胸部エックス線検査	

種類	健診項目	No	検査項目
定期検便	定期検便		
	①		便細菌培養検査 (シゲラ菌、サルモネラ菌、ビブリオ菌、病原性大腸菌 (O-157を含む))
がん検診	大腸がん検診		
	①		便潜血検査 (2日法)
	胃がん検診		
	①		胃部エックス線検査 (直接撮影)
	乳がん検診		
①		マンモグラフィー2方向撮影	
子宮頸がん検診			
①		子宮頸がん検査 (細胞診)	

※複数の健診項目を受診したことで、検査項目が重複する等の理由で検査項目の一部を実施する必要がない場合は、受注者と発注者とが協議の上、業務委託料を決定するものとする。

(別表 3)

健康診断業務単価表

(円)

健診項目	単位	単価 (税抜)
定期健康診断	1人1回当たり	
特定業務に従事する職員の健康診断	1人1回当たり	
塩酸・硫酸・硝酸健康診断	1人1回当たり	
情報機器作業健康診断 (配置前)	1人1回当たり	
情報機器作業健康診断 (定期) ※40歳未満	1人1回当たり	
情報機器作業健康診断 (定期) ※40歳以上	1人1回当たり	
マンガン健康診断	1人1回当たり	
有機溶剤健康診断 (アセトン)	1人1回当たり	
有機溶剤健康診断 (メタノール)	1人1回当たり	
有機溶剤健康診断 (酢酸エチル)	1人1回当たり	
有機溶剤健康診断 (トルエン)	1人1回当たり	
有機溶剤健康診断 (ノルマルヘキサン)	1人1回当たり	
有機溶剤健康診断 (N・N-ジメチルホルムアミド)	1人1回当たり	
歯科健康診断	1人1回当たり	
石綿健康診断	1人1回当たり	
定期検便	1人1回当たり	
大腸がん検診	1人1回当たり	
胃がん検診	1人1回当たり	
乳がん検診	1人1回当たり	
子宮頸がん検診	1人1回当たり	

(別表4)

産業医業務単価表

(円)

区分	単位	単価 (税抜)
毎月1回実施分	1回当たり	
随時実施分	1回当たり	

(別表5)

メンタルヘルス相談業務単価表

(円)

区分	単位	単価 (税抜)
1日当たり4時間30分 (9時30分～12時及び13時～15時)	1回当たり	
1日当たり2時間30分 (9時30分～12時)	1回当たり	
1日当たり5時間30分 (9時～12時及び13時～15時30分)	1回当たり	

(別表6)

ストレスチェック実施業務単価表

(円)

項目	単位	単価 (税抜)
ストレスチェック 80項目 (Web版)	1人当たり	
職場評価結果報告書	1所属当たり	
メンタルヘルス研修 (1回2時間程度) ※集団分析結果に基づく管理監督者向け研修	1回当たり	

(別表7)

ストレスチェック実施に伴う医師による面接指導業務単価表

(円)

区分	単位	単価 (税抜)
ストレスチェックにおける医師面接	1人1回当たり	

(別表 8)

作業環境測定業務単価表

(測定物質)

(円)

項目	測定方法	単位	単価 (税抜)
マンガン	原子吸光法	1 測定点 1 回当たり	
アセトン	検知管法	1 測定点 1 回当たり	
N・N-ジメチルホルムアミド	〃	1 測定点 1 回当たり	
酢酸エチル	〃	1 測定点 1 回当たり	
ジクロロメタン	ガスクロ法	1 測定点 1 回当たり	
トルエン	検知管法	1 測定点 1 回当たり	
ノルマルヘキサン	〃	1 測定点 1 回当たり	
メタノール	ガスクロ法	1 測定点 1 回当たり	

(サンプリング料)

(円)

項目	単位	単価 (税抜)
水質管理センター	一式	

(報告書作成料)

(円)

項目	単位	単価 (税抜)
報告書作成料	1 物質の 1 作業場当たり	
報告書作成料 (追加 (2 部目) 作成分)	1 物質の 1 作業場当たり	

健康診断業務

項 目	1人1回当たり (税抜) (円/人)	予定 人数 (人)	1年当たり 回数 (回)	設計金額 (円)
定期健康診断		190	1	
特定業務に従事する職員の健康診断		11	1	
塩酸・硫酸・硝酸健康診断 ※年2回実施		12	2	
情報機器作業健康診断（配置前）		5	1	
情報機器作業健康診断（定期） 40歳未満		2	1	
情報機器作業健康診断（定期） 40歳以上		3	1	
有機溶剤健康診断（アセトン） ※年2回実施		12	2	
有機溶剤健康診断（メタノール） ※年2回実施		12	2	
有機溶剤健康診断（酢酸エチル） ※年2回実施		12	2	
有機溶剤健康診断（トルエン） ※年2回実施		12	2	
有機溶剤健康診断（ノルマルヘキサン） ※年2回実施		12	2	
有機溶剤健康診断（N・N－ジメチルホルムアミド） ※年2回実施		12	2	
マンガン健康診断 ※年2回実施		12	2	
歯科健康診断 ※年2回実施		12	2	
石綿健康診断 ※年2回実施		10	2	
定期検便 ※年2回実施 なお随時実施あり		75	2	
大腸がん検診		5	1	
胃がん検診		3	1	
乳がん検診		2	1	
子宮頸がん検診		2	1	
合計				
消費税額（10%）				
業務委託料（税込）				

産業医業務

項 目	1回当たり (税抜) (円/回)	予定 人数 (人)	1年当たり 回数 (回)	設計金額 (円)
(毎月1回実施分) 職場巡視、労働安全衛生委員会活動、健康診断事後措置、健康相談、作業管理、作業環境管理、労働衛生教育等		-	12	
(随時実施分) 職場巡視、労働安全衛生委員会活動、健康診断事後措置、健康相談、作業管理、作業環境管理、労働衛生教育等		-	3	
合計				
消費税額 (10%)				
業務委託料 (税込)				

メンタルヘルス相談業務

項 目	1回当たり 単価 (税抜) (円)	予定 人数 (人)	1年当たり 回数 (回)	設計金額 (円)
1日当たり4時間30分 (9時30分～12時及び13時～15時)		-	7	
1日当たり2時間30分 (9時30分～12時)		-	3	
1日当たり5時間30分 (9時～12時及び13時～15時30分)		-	2	
合計				
消費税額 (10%)				
業務委託料 (税込)				

ストレスチェック実施業務

項 目	1人当たり 単価（税抜） （円）	予定 人数 （人）	1年当たり 回数 （回）	設計金額 （円）
ストレスチェック 80項目（Web版）		240	1	
職場評価結果報告書（局全体+10所属）		11	1	
メンタルヘルス研修（1回2時間程度） ※集団分析結果に基づく管理監督者向け研修		1	1	
合計				
消費税額（10%）				
業務委託料（税込）				

ストレスチェック実施に伴う医師による面接指導業務

項 目	1回当たり 単価（税抜） （円/回）	予定 人数 （人）	1年当たり 回数 （回）	設計金額 （円）
労働安全衛生法に規定されるストレスチェックの実施に係る健康障害リスクが高い職員への面接指導		10	1	
合計				
消費税額（10%）				
業務委託料（税込）				

作業環境測定

項目	測定方法	1測定点 1回当たり (円/測)	測定点数 (箇所)	1年当たり 回数 (回)	設計金額 (円)
(水質管理センター)					
マンガン	原子吸光法		6	2	
アセトン	検知管法		14	2	
N・N-ジメチルホルムアミド	〃		7	2	
酢酸エチル	〃		7	2	
ジクロロメタン	ガスクロ法 (特別有機溶剤)		7	2	
トルエン	検知管法		7	2	
ノルマルヘキサン	〃		7	2	
メタノール	ガスクロ法		14	2	
サンプリング料	(一式)		1	2	
報告書作成料	(1物質の1作業場)		10	2	
報告書作成料	(追加 (2部目) 作成分)		10	2	
合計					
消費税額 (10%)					
業務委託料 (税込)					

総合計

項 目	設計金額 (円)
健康診断業務	
産業医業務	
メンタルヘルス相談業務	
ストレスチェック実施業務	
ストレスチェックの実施に伴う医師による面接指導業務	
作業環境測定業務	
合計（税抜）	
消費税額（10%）	
業務委託料（税込）	